

日本大学理工学部ポスト・ドクトラル・フェローに関する内規

平成20年3月13日制定

平成20年4月 1日施行

(趣 旨)

第1条 この内規は、日本大学ポスト・ドクトラル・フェロー規程第18条に基づき、理工学部におけるポスト・ドクトラル・フェロー（以下PDという）に関する必要事項を定める。

(研究プロジェクト)

第2条 日本大学ポスト・ドクトラル・フェロー規程第3条第4項に基づく研究プロジェクトとは、研究委員会及び担当会議で審議の上、理工学部長が決定したものである。

(資 格)

第3条 PDは、次の各号に該当する者とする。

- ① 博士の学位を取得した者
- ② 採用初年度の4月1日現在で満40歳未満の者

(申 請)

第4条 PDの受入れを希望する場合、次の書類を整え、受入れを希望する研究者が所属する学科主任等所属長の了解を得て、理工学部長に申請する。

- ① 受入申請書
- ② 履歴書
- ③ 学位（博士）取得証明書（初回のみ）
- ④ その他学部が必要と認める書類

(委 嘱)

第5条 PDの受入れは、研究委員会「専門委員会」で検討し、研究委員会並びに担当会議で審議の上、担当・主任会議、教授会に報告し、理工学部長がPDを委嘱する。

(委嘱期間)

第6条 PDの委嘱期間は、1年以内とする。ただし、当該研究プロジェクトの終了を限度として再委嘱を妨げない。

(手当等)

第7条 PDの手当等は、原則として当該研究プロジェクト予算から支出する。ただし、当該PDの受入れ

に伴う経費が、理工学部で既に予算措置されている場合にはこの限りではない。

- 2 PDの手当支給額は、月額35万円を上限とし、毎月支給する。
- 3 通勤手当・退職金その他の手当は、支給しない。
- 4 PDの勤務時間は、原則として週4日、28時間を超えないものとする。

(旅費交通費)

第8条 出張旅費交通費の支給は、日本大学出張旅費規程の助手扱いとする。

(宿 舎)

第9条 外国よりPDを招へいする場合は、PDの来日までに理工学部が適当な宿舎（笠原記念館等）を確保するものとする。

附 則

- 1 この内規は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この内規は、平成20年度新規採用者から適用し、平成19年度以前の採用者については当該研究プロジェクト終了まで現行の例によることができる。
- 3 平成15年4月1日施行の日本大学理工学部ポスト・ドクターに関する内規及び平成15年4月1日施行の日本大学理工学部ポスト・ドクターの手当等に関する取扱は、廃止する。